

【国土交通省】令和5年度 事故防止対策支援推進事業概要一覧

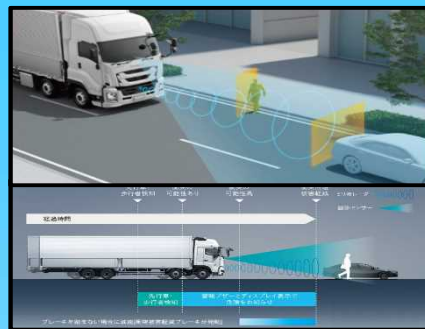
令和5年8月7日現在

先進安全自動車 (ASV)の導入に対する支援	予算	事故防止対策支援推進事業総予算：13.34億円の内数	
	対象機器・装置	①衝突被害軽減ブレーキ【歩行者検知機能付き】（車両総重量3.5トン超のトラック（トラクタ含む）に装着されるもの） ②車間距離制御装置＋車線維持支援制御装置（トラック（トラクタ含む）に装着されるもの） ③ドライバー異常時対応システム（トラック（トラクタ含む）へ装着されるもの） ④先進ライト（車両総重量3.5t超のトラック（トラクタ含む）へ装着されるもの） ⑤側方衝突警報装置（車両総重量3.5t超のトラック（トラクタ含む）へ装着されるもの） ⑥アルコール・インターロック（トラック（トラクタ含む）へ装着されるもの） ⑦事故自動通報システム（トラック（トラクタ含む）へ装着されるもの） ⑧後付け事故自動通報システム（国土交通大臣が選定したもの）（トラック（トラクタ含む）へ装着されるもの）	
	補助額	取得費用の1/2（1車両当たり上限：①②③④⑥10万円、⑤⑦5万円、⑧3万円（※）、①～⑧合わせて20万円） ※⑧についてはサブスクリプションによる導入も可。その際の補助対象経費は「契約期間分の料金（初回契約分として一括払いした額に限る）」とし、補助上限額は1ヶ月あたり料金×12ヶ月×1/2（中小事業者以外は×1/3）	
	申請期間	令和5年8月10日～令和6年1月31日（令和5年4月1日以降に購入（新車新規登録）した車両が対象）	
その他条件等	中小企業者（資本金3億円以下又は従業員300人以下） 過去3年間に行政処分（警告、勧告は含まない）を受けていないこと 車両の保有台数が5両未満の事業者を除く 補助金名称「先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援」		
運行管理の高度化に対する支援	予算	事故防止対策支援推進事業総予算：13.34億円の内数	
	対象機器・装置	①国土交通大臣が選定したデジタル式運行記録計 ② " 映像記録型ドライブレコーダー ③ " デジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダーの一体型（通信機能付一体型を含む）	
	補助額	①デジタル式運行記録計 車載器本体 1/3(1台あたり上限2万円) 事業所用機器 1/3(1台あたり上限10万円) ②ドライブレコーダー 車載器本体 1/3(1台あたり上限1万円) 事業所用機器 1/3(1台あたり上限3万円) ③一体型 車載器本体 1/3(1台あたり上限3万円) 事業所用機器 1/3(1台あたり上限13万円) ④通信機能付一体型 車載器本体 1/3(1台あたり上限8万円) 事業所用機器 1/3(1台あたり上限13万円) 1事業者あたり上限：80万円 （2回以上申請する場合を除き、通信機能付一体型の車載器を含めて購入した場合は、上限120万円）	
	申請期間	1次募集：令和5年8月10日～令和5年9月15日 2次募集：令和5年9月15日～令和6年1月31日 （いずれも令和5年4月1日以降導入機器が対象）	
その他条件等	中小企業者（資本金3億円以下又は従業員300人以下） 過去3年間に行政処分（警告、勧告は含まない）を受けていないこと 車両の保有台数が5両未満の事業者を除く 過去に取得し、本補助対象事業の交付を受けた機器（支援を受けようとする機器と同一種類のものに限る。）が設置されている、又は設置されていた自動車を除く 補助金名称「運行管理の高度化に対する支援」		
過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援	予算	事故防止対策支援推進事業総予算：13.34億円の内数	
	対象機器・装置	国土交通大臣が選定した次の機器 ①ITを活用した遠隔地における点呼機器（I T点呼機器） ②遠隔点呼機器 ③自動点呼機器 ④運行中における運転者の疲労状態を測定する機器 ⑤休息期間における運転者の睡眠状態等を測定する機器 ⑥運行中の運行管理機器	
	補助額	取得費用の1/2（1事業者あたり上限：80万円） ※一部の機器に1台あたり上限あり	
	申請期間	令和5年8月10日～令和6年1月31日（令和5年4月1日以降導入機器が対象）	
その他条件等	中小企業者（資本金3億円以下又は従業員300人以下） 過去3年間に行政処分（警告、勧告は含まない）を受けていないこと 車両の保有台数が5両未満の事業者を除く 補助金名称「過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援」		
社内安全教育の実施に対する支援	予算	事故防止対策支援推進事業総予算：13.34億円の内数	
	対象	国土交通大臣の選定を受けている、事故防止コンサルティング	
	補助額	費用の1/3（1事業者あたり上限100万円）	
	申請期間	令和5年8月10日～令和6年1月31日	
	その他条件等	中小企業者（資本金3億円以下又は従業員300人以下） 過去3年間に行政処分（警告、勧告は含まない）を受けていないこと 車両の保有台数が5両未満の事業者を除く 補助金名称「社内安全教育の実施に対する支援」	
【申請先】 (公財)日本自動車輸送技術協会 (JATA)		JATA申請システム	https://jata-shinsei.my.site.com/portal
		JATAホームページ	https://atai.or.jp/

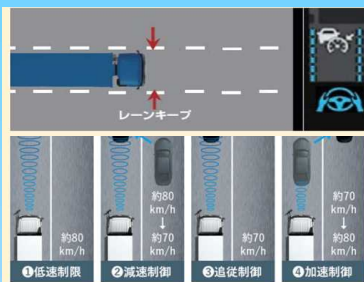
ASV技術の安全効果について

衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）

レーダーやカメラ等により先行車及び歩行者との距離を常に検出し、危険な状況にあるかどうかを監視します。追突等の危険性が高まったら、音により警報し、ドライバーにブレーキ操作を促します。それでもブレーキ操作をせず、追突する若しくは追突の可能性が高いと車両が判断した場合、システムにより自動的にブレーキをかけ、衝突時の被害を軽減します。



車間距離制御装置 + 車線維持支援制御装置



走行車線及び先行車を認識し、車線維持に必要な運転者の操舵力を軽減します。

ドライバー異常時対応システム



ドライバーが安全に運転出来ない状態に陥った場合に、ドライバー又は乗客等によるボタンの押下や、システムによる自動検知により車両は自動的に停止します。

先進ライト



前方の先行車や対向車等を検知し、眩しさを与えないよう部分遮光することにより、走行ビーム同等の視界を確保するヘッドライト等。

側方衝突警報装置

左折時や車線変更時に側方の衝突事故等を防止するため障害物の検知し、衝突の可能性が高いと判断した場合には、運転者に衝突を回避するよう警報します。



統合制御型可変式速度超過抑制装置

峠などの下り坂でのスピード超過による事故を防止するため、制動力を統合的に制御することにより自動的に予め設定した速度に制限します。



アルコール・インターロック

ドライバーの呼気から設定値以上の濃度のアルコールを検知した場合、エンジンが始動しないようにします。



事故自動通報システム

大きな事故が発生した際、その衝撃を検知して自動的にコールセンターへ通報します。
※当該コールセンターから消防等へ通報します。



ASV装置装着車の支援制度について

国土交通省では、以下の装置を搭載した事業用の車両を購入等する場合において、補助を実施しております。

下記補助対象装置を搭載した車両を購入又はリースにより導入する場合に、当該装置に係る費用に対し、下記の金額を上限とした補助を実施しております。

補助対象車両は、令和5年4月1日以降に新車新規登録されたものとなります。

	補助対象装置	補助対象車両	補助率	補助上限
①	衝突被害軽減ブレーキ (歩行者検知機能付き)	・車両総重量3.5t超のトラック ・バス	1/2	100,000円
		・貸切バス(中小事業者等以外)	1/3	67,000円
②	車間距離制御装置 +車線維持支援制御装置	・トラック ・バス ・タクシー	1/2	100,000円
		・貸切バス(中小事業者等以外)	1/3	67,000円
③	ドライバー異常時対応システム	・トラック ・バス ・タクシー	1/2	100,000円
		・貸切バス(中小事業者等以外)	1/3	67,000円
④	先進ライト	・車両総重量3.5t超のトラック ・バス ・タクシー	1/2	100,000円
		・貸切バス(中小事業者等以外)	1/3	67,000円
⑤	側方衝突警報装置	・車両総重量3.5t超のトラック ・バス	1/2	50,000円
		・貸切バス(中小事業者等以外)	1/3	33,000円
⑥	統合制御型可変式速度超過抑制装置	・バス	1/2	100,000円
		・貸切バス(中小事業者等以外)	1/3	67,000円
⑦	アルコール・インターロック	・トラック ・バス ・タクシー	1/2	100,000円
		・貸切バス(中小事業者等以外)	1/3	67,000円
⑧	事故自動通報システム(後付け含む)	・トラック ・バス ・タクシー	1/2	(後付け以外) 50,000円 (後付け) 30,000円
		・貸切バス(中小事業者以外)	1/3	(後付け以外) 33,000円 (後付け) 20,000円

- ・1車両あたり複数の装置を装着する車両においては、(トラック)200,000円 (バス)300,000円 (貸切バス(中小事業者等以外))200,000円 (タクシー)150,000円 が上限となります。
- ・中小事業者とは、資本金3億円以下もしくは従業員300人以下の事業者のことをいいます。
- ・⑧事故自動通報システム(後付けのもの)についてはサブスクリプションによる導入も可能です。その際の補助額は上記と異なりますので詳細は公募要領をご確認ください。
- ・各装置ごとに対象となる車両及び車両総重量が異なります。申請の詳しい内容については、公募要領をご確認ください。

●申請期間:令和5年8月10日(木)～令和6年1月31日(水) 9:00*~17:00

※令和5年8月10日(木)は13:00より受付

補助金総額を超過することが見込まれた場合、申請期間内であっても終了となります。

●申請方法:(公財)日本自動車輸送技術協会(JATA) 申請ポータルサイトより電子申請
若しくはJATAへ書類を持ち込み又は郵送

●申請書類:JATA申請ポータルサイト(<https://jata-shinsei.my.site.com/portal>)をご確認ください。

ポータルサイト
アクセスQRコード



補助金申請に関する主な注意点

- ・令和5年度より申請先が日本自動車輸送技術協会(JATA)に変わりました。運輸支局等では受け付けられません。
- ・車両購入の際の支払い方法は、振込、現金又は小切手によるものを原則とし、ローンなどによる支払いの場合は補助金は交付されません。

【お問い合わせ先】(公財)日本自動車輸送技術協会 補助金執行グループ
電話:03-5944-0652 FAX:03-5944-0653 ※受付時間:平日 9時~17時(12時~13時除く)
問い合わせメールアドレス kokuhojo@ataj.or.jp